

入札参加心得

☆ 入札参加にあたっては、次の事項に留意し、入札に参加してください。

入札の効力について

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、**無効**になります。
- ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 委任状を提出していない代理人のした入札
 - ③ 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
 - ④ 所定の日時まで、所定の場所に到達しない入札
(※ 入札時間に遅れた場合ですので、駐車場等が混みそうな場合は、早めにお出でください。)
 - ⑤ 入札書記載の金額を、加除・訂正した入札
 - ⑥ 入札書に記名・押印のない入札
 - ⑦ 重要な文字の誤字・脱字、または計算間違い等により、記載事項が確認できない入札
 - ⑧ 同一人が同一事項について、2通以上の入札をしたもの
 - ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、2者以上の代理をした者の入札
 - ⑩ 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次の各号のいずれかに該当する方は、再度入札に参加することはできません。
- ① 初度の入札に参加しなかった者
 - ② 初度の入札に参加したけれど入札をしなかった者
 - ③ 談合その他不正な行為があった入札をした者

入札書について

- (1) **入札書は、必ず宮崎市の様式（物品用）により作成し、提出してください。**
- (2) **入札回数は、原則として3回まで行いますが、入札書は最低4枚準備してください。**
- (3) 入札書は、消費税を抜いた金額をご記入のうえ提出してください。なお、落札業者と契約する場合は、消費税を加算した額で契約することになります。

提出した入札書について

提出した入札書は、『書き換え』『引き換え』または『撤回』をすることができませんので、金額・数量等については、再度確認して提出してください。

代理人による入札について

- (1) **年間委任状を提出済以外の方が入札に参加される場合は、必ず委任状を提出してください。**
- (2) **代理人の方は、委任状等に押印した印鑑を入札当日携帯し、入札書には入札者の住所・氏名の記載及び代理人の記名・押印が必要となります。**

公正な入札の確保及び入札の取り止め等について

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」「地方自治法施行令」及び「宮崎市財務規則」等関係法令を遵守し、入札に参加してください。
- (2) 入札参加者に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する行為があったと認められる場合は、入札の執行を取り止めます。
- (3) 談合その他不正な行為があり入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めます。

入札及びくじの辞退について

- (1) **入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退できます。**
- (2) **入札を辞退するときは、事前に申し出てください。なお、電話等での連絡で結構です。また、入札執行中においては、入札辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に提出してください。**
- (3) 入札を辞退したことにより、不利益な取り扱いを受けることはありませんが、入札を辞退する場合は、必ず上記の方法で申し出てください。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじを引き、落札者を決定します。**くじは辞退することができません。**

その他

- (1) 落札者は、すみやかに担当課（担当者）に「落札者になった旨」を連絡してください。
- (2) 契約書は、落札決定後10日以内に提出してください。
- (3) 入札説明会に欠席された場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

契約の履行に関し、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けた際の対応について

暴力団関係者から契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたときは、すみやかに市へ報告するとともに所轄の警察署へ被害届を提出すること。なお、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠った場合は、「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」に基づき、指名停止等を行う場合がありますので、ご注意ください。